

HPVワクチン キャッチアップ接種*の 経過措置について

謹啓

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、HPVワクチンのキャッチアップ接種期間終了後の取り扱いについて、国の審議会
で検討されておりますのでご案内申し上げます。

HPVワクチンのキャッチアップ接種期間が2025年3月31日までであるところ、需要の大幅な
増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、HPVワクチンキャッチアップ接種の経過措置が検討され、
基本方針部会で了承されました。今後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会を経て、予防接種
法施行令が改正され、2025年4月1日から施行される予定です。

なお、政省令改正前であるため、確定した詳細情報は改正後の定期接種実施要領をご確認ください。

※ 定期接種制度に関しては各自治体にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

謹白

HPVワクチンキャッチアップ接種についての議論のまとめ

【経過措置】

キャッチアップ接種期間中(2022年4月1日～2025年3月31日まで)に1回以上接種している
方については、期間終了後も1年間は公費で3回の接種を完了できる

【対象者】

下記のうち、2022年4月1日～2025年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方

- ・ キャッチアップ接種の対象者(1997年度生まれ～2007年度生まれの女性)
- ・ 2025年度に定期接種の対象から外れる方(2008年度生まれの女性)

【期間】

キャッチアップ接種期間終了後、1年間(2026年3月31日まで)

*: ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を
超えて接種(キャッチアップ接種という。)を実施する。

厚生労働省: 令和6年度第3回予防接種自治体向け説明会資料 より改変
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47068.html (Accessed Dec. 19, 2024)

ウイルスワクチン類

薬価基準未収載(保険給付対象外)

劇薬 処方箋医薬品(注意—医師等の処方箋により使用すること) 生物学的製剤基準

 **シルガード®9** 水性懸濁筋注シリンジ
SILGARD®9 | 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来)

2. 接種不相当者(予防接種を受けることが適当でない者)
 - 2.1 明らかな発熱を呈している者
 - 2.2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - 2.3 本剤の成分に対して過敏症を呈したことがあることが明らかな者
 - 2.4 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者